

「SNSに起因する 子供の性被害防止のための取組について」

警察庁生活安全局人身安全・少年課 課長補佐 野口 善弘



1はじめに

次世代を担う子供たち一人一人が心身に有害な影響を受けることなく健やかに成長することができる社会を創り上げていくことは、我々が等しく共有する課題です。

児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。しかも、子供の性被害は、児童を守り、育むべき大人たちの手によって引き起こされており、また、インターネットを通じ、時と場所を超えて、長期的かつ継続的に被害児童を傷つけることが多いものです。

本稿では、近年の社会の変化に伴い、高い水準で推移しているSNSに起因する子供の性被害等を概観し、警察における各種取組について紹介します。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

2子供の性被害防止プラン

スマートフォン等のインターネット接続機器が広く社会に普及し、アプリ等の多様なサービスを子供が利用する中で、SNSに起因するいわゆる援助交際や自画撮り被害¹をはじめとする児童買春・児童ポルノ禁止法違反や青少年保護育成条例違反等の事案に係る被害児童数が高い水準で推移している深刻な情勢に対応するため、昨年5月の犯罪対策閣僚会議第34回会合において「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」が決定されました。

同プランは、

- ①児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携強化
- ②児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
- ③児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- ④被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- ⑤被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- ⑥児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

を柱としており、政府を挙げて多角的かつ包括的な対策を総合的に推進することとなりました。

3 SNSに起因する事犯の現状

令和4年におけるSNS²に起因する事犯³の被害児童数は1,732人であり、前年（1,812人）から僅かに減少したもの、依然として高い水準にあります。

一例として、令和4年中には、以下のようなSNSに起因する事犯が検挙されています。

¹ 「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の児童ポルノ被害をいう。

² 「SNS」とは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等であり、通信ゲームを含む（届出のある出会い系サイトを除く）。

³ 「SNSに起因する事犯」とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁）である。

【事例1】

被疑者は、オンラインゲームを通じて、被害児童（男子小学生）に接触を図り、一緒にゲームをすることで交友を深めて信頼させた。さらに、ゲームで利用できるギフトカードを同児童に与えて、その見返りとして、裸の画像を撮影させて送信させた。

【事例2】

被疑者は、SNSを通じて、被害児童（女子高校生）と接触を図り、SNSのビデオ通話機能を利用してやりとりをする際に、「個人情報を拡散されたくなかったら裸になれ。」等と脅して、裸の画像を撮影させて送信させた。その後も、被害児童が被疑者の要求を拒めば、入手した裸の画像を拡散すると脅迫して、繰り返し自画撮り画像を送信させた。

【事例3】

被疑者は、SNSで知り合った被害児童（女子高校生）とその母親に対し、刃物の様なもので胸や腹などを複数回刺し、大けがを負わせた。

【事例4】

被疑者は、SNSで知り合った被害児童（女子中学生）を誘い出し、自己の支配下に置き、未成年者を誘拐した。

4 子供の性被害防止対策

SNSに起因する事犯の現状を踏まえ、警察においては、①被害の発生の予防のための広報啓発、②注意喚起・警告、③被害場所における被害状況の分析と環境対策、④事犯の取締り、⑤被害児童への支援、⑥対策の国内外への情報発信に取り組んでいます。

その一端を紹介します。

(1) 犯罪被害等防止啓発活動の推進

- 警察庁では、文部科学省と連携して、年齢に応じた啓発用のリーフレットを作成し、ウェブサイト⁴に公開するなどの広報啓発活動に取り組んでいます。
- 警察庁は、SNS事業者で構成される事業者団体である「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」（以下「SMAJ」という。）と連携し、「その行為、アウトです。」をキャッチフレーズとして、どのような行為が犯罪になるのかを啓発するウェブサイト⁵を開設し、事業者と連携した被害防止のための広報啓発活動を推進しています。

また、SMAJに対して、SNSに起因する事犯の被害実態に関する情報提供を行うとともに、利用者の年齢確認の推進等、個々の事業者における自主的な子供の被害防止対策の強化を促進しています。

(2) SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進

ア 取組の概要

「SNSに起因する子供の性被害防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）（令和4年12月2日付け警察庁丁人少発第751号）」に基づき、SNS上における子供の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

イ 相談窓口の紹介

子供の性被害等については、加害者から脅されたり、被害を他人に知られたくないという意識が働くなどの理由により、被害が潜在化するおそれがあります。

このため、警察では、被害者等のニーズや相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の

⁴ https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html

⁵ <https://out.smaj.or.jp/>

性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し、警察庁ウェブサイトに掲載するなど⁶、被害者等が相談しやすい環境の整備を推進しています。

(3) 児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化

子供の性被害防止プランには、推進する項目として「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」が記載されています。

具体的な内容は、被害場所の実態を把握し、当該被害場所における被害状況の分析を行うとともに、児童の性的搾取等事犯の被害の発生が多い施設や被害状況に関する情報を、関係省庁の協力を得て関係団体に提供するなどして、被害に遭わないための環境対策の強化を推進することとされています。

警察では、この対策の一環として以下の取組を推進しています。

ア 子供の性被害の撲滅に向けた被害発生に係るラブホテル等への対策の推進

警察庁において、児童が児童買春や淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例)の福祉犯被害に遭った場所を分析した結果、風営法⁷第2条第6項第4号に定める施設(以下「ラブホテル等」という。)における発生割合が最も高く、この場所が子供の性被害の温床となっている現状が認められました。

そこで、「子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた被害発生に係るラブホテル等への対策の推進について(通達)(令和4年12月23日付け警察庁丁人少発第841号ほか)」を発出し、被害発生に係るラブホテル等への対策を推進しています。

イ 子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進

児童ポルノの盗撮製造や児童買春などの子供の性被害の発生場所となるおそれのある旅館・ホテル等と性被害の撲滅に向けた連携を推進するため、「子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について(通達)(令和4年6月22日付け警察庁丁人少発第210号)」を発出し、管内に所在する宿泊団体や旅館・ホテル等の施設管理者等に対し、全国的な発生状況や、実例に即した犯行手口に関する情報等に基づく注意喚起を行っています。

(4) SNSに起因する事犯の取締りの推進

警察では、新たな被害を発生させないため、被害に遭った子供を早期に発見・保護するとともに、積極的な取締りを推進しています。

また、国民からの通報、インターネット・ホットラインセンター(IHC)からの情報提供、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締りを推進しています。

なお、SNSに起因する事犯の取締りを推進するため、海外の事業者が運営するサイト等を利用した場合などは、国際刑事警察機構(ICPO)や外国捜査機関等との情報交換、国際捜査共助等の国際連携を進めています。

(5) 被害児童に対する適切な支援

性被害に遭った児童は、長期間にわたり精神的に苦しみ続けるため、適切な支援が必要です。都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、主に専門的知識を有する少年補導職員が被害少年に対する継続的な支援を実施することにより、児童の精神的な打撃の軽減を図るための支援活動をしています。

(6) 子供の性被害防止セミナー

警察庁では、我が国の子供の性被害防止対策について、国内外に情報発信を行い、国民及び国際社会の理解を深めることなどを目的として、「子供の性被害防止セミナー」を平成29年2月から毎年度開催しています。

⁶ <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

⁷ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

このセミナーにおいては、子供の性被害防止に取り組む国内の関係機関・団体、外国捜査機関、在京大使館等が、それぞれの取組を紹介し、情報・知見を共有するなどしています。

5 おわりに

性犯罪は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、とりわけ、子供に対する性犯罪は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、断じて許すことはできません。

本稿で御紹介したとおり、警察においては、子供の性被害を防止するために様々な施策を推進しているところですが、これら被害の撲滅を図るために、警察のみならず、広く国民の御理解と御協力をいただくことが重要であると考えられます。

防犯設備士の皆様方におかれましては、引き続き、警察の施策への御理解、御協力をいただきますとともに、その高い防犯知識を子供の性被害防止に向けた取組にも生かしていただければ幸いです。



犯罪被害等防止啓発リーフレット